



スカパーJSAT

衛星音声放送専用サービス契約約款細則  
新旧対照表  
(第3版/令和4年10月)

スカパーJSAT株式会社

## 衛星音声放送専用サービス契約約款細則 新旧対照表(第3版/令和4年10月)

旧	新
<p>12 資料の提出 (略)</p> <p>(2) 専用契約者は、当社が衛星音声放送専用サービスの提供に係る人工衛星局及び地球局に関して、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電気通信事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたり必要と認めた場合、または衛星音声放送専用サービス及び当社が人工衛星を使用して提供しているその他のサービスの円滑な提供のため必要と認めた場合は、地球局設備等に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。</p> <p>(略)</p>	<p>12 資料の提出 (略)</p> <p>(2) 専用契約者は、当社が衛星音声放送専用サービスの提供に係る人工衛星局及び地球局に関して、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電気通信事業法関係法令、電波法及び電波法関係法令の規定に基づく手続きを行うにあたり必要と認めた場合、または衛星音声放送専用サービス及び当社が人工衛星を使用して提供しているその他のサービスの円滑な提供のため必要と認めた場合は、地球局設備等に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。</p> <p>(略)</p> <p><u>(実施期日)</u> この細則は、令和4年10月1日から実施します。</p>